

令和 5 年 11 月 15 日

【予告】令和 7 年度（令和 6 年度実施）以降の 愛知県立大学大学院情報科学研究科社会人学生入試について

愛知県立大学大学院情報科学研究科では、令和 7 年度（令和 6 年度実施）以降の博士前期課程及び博士後期課程の入学試験における社会人学生の出願資格を以下のとおり変更します。

【博士前期課程】

（現行：令和 6 年度入試）

一般学生募集要項の出願資格のいずれかに該当する者で、入学時において学士取得後 2 年以上の社会人としての経験を有するもの（職歴は問わない。また、出願時に学部生として在学中のものを除く。）

（令和 7 年度以降入試）

一般学生募集要項の出願資格のいずれかに該当する者で、入学時において学士取得後 2 年以上の社会人としての経験を有するもの

【博士後期課程】

（現行：令和 6 年度入試）

出願資格

官公庁、企業、非営利団体等から推薦を受けて派遣され、かつ、入学後も同一職場内での身分を有する者で、下記のいずれかに該当するもの

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者及び令和 6(2024)年 3 月 31 日までに取得見込みの者

(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和 6(2024)年 3 月 31 日までに授与される見込みの者

(3) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）

第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び令和

6(2024)年 3 月 31 日までに授与される見込みの者

(4)文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示 118 号)

(5)令和 6(2024)年 3 月 31 日までに 24 歳に達し、特許・学術論文・学術報告・著書等の業績を有し当該研究の成果等により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めた者

(令和 7 年度以降入試)

出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

(1)修士課程、博士前期課程(以下、これを「修士課程」と記す。)又は専門職学位課程に社会人の区分で入学し修了した者及び令和 7(2025)年 3 月 31 日までに修了見込みの者

(2)入学時に大学院修士課程又は専門職学位課程修了後 3 年以上の社会人経験を有している者

(3)修士課程又は専門職学位課程を修了した者で、企業、官公庁等から推薦を受けて派遣されるもの

(4)国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び令和 7(2025)年 3 月 31 日までに授与される見込みの者

(5)文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示 118 号)

(6)令和 7(2025)年 3 月 31 日までに 24 歳に達し、特許・学術論文・学術報告・著書等の業績を有し当該研究の成果等により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めた者

以上